

令和7年8月20日

「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」の締結に際しまして

公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会
会長 村木 康弘

公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会は、滋賀県内で活動する全ての不動産鑑定士、鑑定業者を会員とする、県内唯一の組織であり、前身の日本不動産鑑定協会滋賀部会の設立から数えて令和7年で丁度50周年を迎えます。

その間、滋賀県地価調査、固定資産税標準宅地の鑑定評価、公共用地取得の評価、滋賀県不動産市況DI調査等を通して、滋賀県および県内市町との信頼関係を築いて参りました。長年にわたるご理解ご協力に対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

不動産鑑定士は、売買・賃貸借、担保、相続・贈与、現物出資、不良債権処理、減損会計、時価開示、不動産証券化等における鑑定評価をはじめ、土地区画整理事業、再開発事業における評価やコンサルティングまで、大変幅広い分野で活動しております。不動産の価値判断ができる専門家・実務家である不動産鑑定士は、固定資産税や相続税路線価等課税の基礎となる評価で、国民生活や経済活動に直結しており、今日の経済社会において欠くことのできない制度インフラとなっております。

加えて、当士協会では、不動産に関する無料相談会の開催や、県内の大学での不動産学講座の開講等、県民のみなさまに対する相談の場や学びの場を提供してきております。

これら普段の活動とは別に、不動産鑑定士は、災害発生時には、住家被害認定調査をはじめとする被災地での支援活動を行っております。

平成28年熊本地震における南阿蘇村での支援活動を皮切りに、頻発する地震や豪雨の被災地に赴き支援を行って参りました。令和6年1月の能登半島地震では、珠洲市、志賀町、七尾市、穴水町、内灘町、輪島市の6市町に対して、全国の不動産鑑定士延べ1,564人が現地に入り、約5ヶ月にわたる支援活動を行いました。当協会からも11名の会員が延べ約40日に渡り現地入りして支援にあたりました。

令和6年12月には、内閣府と我々の上部団体である公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会の間で、「住家被害認定調査に係る自治体支援のための連携協定」が締結されました。

このような経緯を踏まえ、本日、滋賀県と当協会の間で、「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」を締結するに至りました。

今後は、県との更なる協力のもと、事前防災として自治体職員向けの調査実施手法に関する研修会を開催して参ります。また、災害時には自治体からの要請に応じ、滋賀県の不動産鑑定士並びに全国の不動産鑑定士の応援を求め、調査実施体制に対する助言、現場職員向け研修会の開催、専門家としての住民説明並びに住家被害認定調査の協力を行い、調査の迅速化・効率化に努めて参ります。

折しも今年は阪神・淡路大震災から30年の節目です。9月1日の防災の日を前に本協定を締結しましたことの意義を噛みしめ、普段からの備えと、万一の際に向けた予行を怠ることなく、「平時はもとより有事にも役立つ専門家」として、不動産鑑定士の役割を果たしていく所存です。引き続きのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

以上